

近世朝鮮の周縁的集団と史料

—戸籍史料・裁判史料からの接近—

山内民博

1 はじめに

この小論では、17世紀から19世紀、近世朝鮮社会においてどのような社会集団が周縁的な位置に置かれていたのか、戸籍史料と裁判史料から考えてみることにしたい。

一般に朝鮮時代の身分については大きく良と賤があり、またその良を両班(士族)・中人・常民に区分し、賤民とあわせ四つの身分があったとみることが多い。そしてまた、18世紀後半ころから良賤制が解体に向かい、両班・士族の支配的地位も動揺し、身分制が崩れていくという理解が提示されてきた⁽¹⁾。

こうした身分制とその変動という認識に大きく影響を与えたのが四方博の戸籍研究だったのであるが、かれは朝鮮時代の身分制についてつぎのように概括している⁽²⁾。

李朝時代に於ける身分階級別に就いては……大体両班・中人・常民・賤民の四大別として、更に両班中に土班・郷班と呼ぶるゝもの並びに両班の庶孽を区別し、また賤民中に白丁・巫覡・俳優・娼妓・僧尼・公私奴婢等を区別するのが最も妥当の方法であろう。

この認識、とくに賤民に関する認識は今村軻とも共通する。今村は1913年におこなった講演の中で「朝鮮には古来社会上に厳然区別されたる三大階級がある。即両班、常民、賤民の三である。或は両班と常民との間に中人なる一階級を入れて四階級とする人がある」と述べた上で、各階級を説明し、賤民については白丁・巫覡・俳優・娼妓・僧尼・奴婢(公賤私賤)の種別があって、これを「七般の賤民」というとつづけている⁽³⁾。

実はこうした分類は法制、あるいは何らかの公的な規定から導かれたものではない。朝鮮時代の身分制として法制的に明確なのは良賤制であり、賤とは奴婢のことであった。両班・中人・常民が社会的な実態としては何らかの存在したとしても、制度的に明確に規定されていたわけではない⁽⁴⁾。賤民にしても、奴婢(公賤・私賤)が賤であることは明らかなのであるが、四方・今村のあげているそのほかの集団—白丁・巫覡・俳優・娼妓・僧尼—については、かれらを賤身分とみなす公的規定は存在しない。また、人身的隷属を条件とする奴婢と、特定の生業集団である白丁・巫覡・俳優・娼妓・僧尼とのあいだには大きな性格の違いがある。一方で、19世紀から20世紀初にかけて「八般雑流人」・「七班賤人」・「七般公賤・八般私賤」などといった表現の存在は認められ、さまざまな集団が「雑流人」・「賤人」とみなされてもいたようである⁽⁵⁾。

従来、朝鮮時代の身分史研究は両班・士族や奴婢に重点が置かれ、こうした奴婢以外の「賤民」・「賤人」は研究者の関心を引くことが少なかった⁽⁶⁾。そもそも、上述のようにどのような集団が賤民なのか共通の理解は存在せず、「賤民」という概念自体明確ではない。そこで、一旦ここでは「賤民」という用語から離れ、史料の中で人々がどのように編成され、どういった集団が周縁的な位置に置かれていたのかという観点から、近世朝鮮社会の身分編成の問題に接近を試みたい。具体的には朝鮮社会の人々を広範に収録している公的な記録として、戸籍史料および訴訟・請願・刑獄に関する裁判史料をとりあげて、記載様式の面から検討する。

2 戸籍史料における周縁的集団

1) 17世紀初の戸籍と周縁的集団

戸籍史料を用いた身分史研究には多くの蓄積があるのであるが、ここではあらためて戸籍史料を記載様式の面から検討しなおしてみたい⁽⁷⁾。

現存する最古の成冊された朝鮮戸籍（戸籍大帳）は1606年（宣祖39）丙午式の慶尚道山陰県戸籍大帳であり、1609年（光海君元年）己酉式の慶尚道蔚山府、1630年（仁祖8）庚午式と同じく山陰県の戸籍大帳がそれにつづく⁽⁸⁾。15世紀以降の朝鮮では3年ごとの式年に邑（府・牧・都護府・郡・県等）を単位に戸籍が作成されていたが、16世紀まではわずかな断片を別として戸籍大帳は残っておらず、17世紀前半の戸籍もこの3件に限られる。以後、19世紀末葉にかけて慶尚道地域を中心に400冊程度が現存する。

最初に、17世紀初の戸籍大帳の事例として1609年の蔚山府己酉式戸籍大帳をとりあげよう⁽⁹⁾。つぎの史料は同大帳に登載されている戸の一例である。

a 戸統正兵白世上、年六十二戊申、本蔚山、父正兵甘孫、祖正兵崇礼、曾祖正兵加音未、
外祖正兵朴石乙只、本蔚山
妻良女召史、年五十三丁巳、本河陽、父正兵李世弼、祖正兵世斤、曾祖正兵世孫、
外祖正兵金儀達、本河陽
率男難福、年十庚子 （東面農所里）

戸籍は戸を単位に人々を編成しており、史料aは戸の筆頭者（以下、便宜的に戸主と称する）とその妻・男子からなる戸である。戸は「戸」字ではじまり、つぎにある「統」字はほぼ10戸ごとに付された、戸をまとめる標識である⁽¹⁰⁾。そのあとに戸主の職役⁽¹¹⁾〔正兵〕・姓〔白〕・名〔世上〕・年齢〔62〕・生年干支〔戊申〕・本貫〔蔚山〕・四祖〔父・祖父・曾祖父・外祖父の職役と名（外祖父は姓名と本貫）〕が記されている。妻の場合も戸主とほぼ同様で、職役（身分）〔良女〕・女性称〔召史〕・年齢〔53〕・生年干支〔丁巳〕・本貫〔河陽〕・四祖となっている。「召史」は固有名ではなく、女性につける呼称のひとつである。男子は名と年齢・生年干支が載せられている。

戸主の記載様式には異なる例もある。

b 戸司贍寺奴銀玉、年四十四丙寅、父水軍崔斤石、母寺婢石徳 (東面農所里)

c 戸私奴石福、年四十三丁卯、父正兵金良古、母私婢訥叱徳、上典忠清道居権孟南
(東面柳等浦里)

b の場合、職役〔司贍寺奴〕につづくのは名〔銀玉〕であり、姓と本貫がない。また祖父・曾祖父・外祖父の情報はなく、父にくわえ母の職役と名が記載されている。司贍寺奴とは、中央官衙の一つである司贍寺に属する公奴（公賤）のことである。c は私奴（私賤）の例で、やはり姓と本貫がなく、祖先は四祖でなく父母を記し、くわえて上典（主人）の情報を載せている。

己酉式蔚山府戸籍大帳において b・c のように姓・本貫がなく祖先情報として父母を記すのはほとんどが奴婢であり、a のタイプに奴婢は少ない（表 1）。朝鮮時代の法的な良賤制では賤とは奴婢のことであり、奴婢でない者が良であった。戸籍の記載もほぼそれに対応しているといえる。

表 1 1609年蔚山府戸籍大帳の戸主記載様式
(青良里・温陽里計)

	戸主数 (人)	姓記載 あり	祖先記載		
			四祖のみ	母を含む	その他
良	311	94.2%	94.9%	2.6%	2.6%
賤	99	7.1%	1.0%	97.0%	2.0%
計	410	73.2%	72.2%	25.4%	2.4%

己酉式蔚山府戸籍大帳の戸主は大部分 a タイプか b・c タイプのいずれかの様式をとっているのであるが、中には奴婢でないながら奴婢に近い記載様式をもつ戸主、あるいは良賤いずれの様式からも外れている戸主が少数存在する。

d 戸豆毛岳介連、年五十二戊午、本熊川、父豆毛岳命同、母豆毛岳徳春 (南面温陽里)

e 戸降倭主簿信時老、年五十三丁巳、甲午四月分出来、左防禦使陣従軍 (北面凡西里)

d の豆毛岳とは済州島出身の海民をさし、奴婢ではない。その記載様式は韓栄国が指摘したように良身分と賤身分の中間的なもので、豆毛岳戸主はすべて本貫は記すが、姓はない者が多く、祖先情報も父母名形式をとる例が過半である⁽¹²⁾。e の降倭とは壬辰丁酉乱の過程で朝鮮側に投じた日本人のことで、e の信時老の場合、甲午年(1594年)4月に降り、朝鮮側に立って従軍して主簿という朝鮮の官職を授けられている⁽¹³⁾。その記載様式は破格で、姓・本貫にくわえ祖先もまったく記していない。

以上のような良賤区分およびその中間的ないし周縁的な集団の存在は、各里末尾の戸口集計欄(已上条)にもあらわれる。南面青良里の已上条の場合、戸数78戸、実人口241口と記した上で、人口の内訳をつぎのように載せている。

良 壮男七十五口 老男十一口 弱男三口 壮女五十二口 老女二口 弱女一口
 公 壮奴二口 壮婢四口 弱婢一口
 私 壮奴十六口 弱奴九口□□□□□□□□老婢一口 弱婢四口
 流民召募 良 壮男十二口 弱男二口 壮女十一口 弱女一口
 降倭五口
 内需司 壮婢一口 (□は判読できない文字)

すなわち、人口を「良」・「公」・「私」および「流民召募」・「降倭」・「内需司」にわけて、それぞれ壮老弱別の人数を記載している。良は良身分（良丁）であり、公は公奴婢（公賤）、私は私奴婢（私賤）とみてよい⁽¹⁴⁾。前掲、a・b・cのパターンに対応したものである。ほかの里の已上条をみても良・公・私の区分は共通してあらわれ、口数の大半を占める。良と賤、そして賤を公奴婢と私奴婢にわけるのが蔚山府戸籍大帳の基本的な枠組みであったと考えられる。

その枠組みに収まらない人々が別途あげられているわけであるが、「流民召募」は元来の蔚山の住民ではないため区分されているのであろう⁽¹⁵⁾。大帳本文の「流民召募」には奴婢もいるが、戸主記載様式は良賤それぞれの様式にしたがっている。「内需司」は内需司奴婢のことで、王室財政を管理した内需司に身貢を納める公奴婢である。大帳本文では奴婢の記載様式をとっている。ほかの里の已上条には「流民召募」・「内需司」および「降倭」のほかに「豆毛岳」・「向化」がみえる。「向化」とはここでは女真系の投化人・帰化人をさしている。大帳本文における記載様式はaタイプ、良身分のもので特異性はないが、その出自から区分されているのであろう⁽¹⁶⁾。本文の戸主記載様式もあわせ独特なのは「降倭」と「豆毛岳」であり、周縁性が強い例といえよう。ただし、降倭や向化は1609年より後の蔚山府戸籍にみえず、豆毛岳が確認できるのも18世紀初頭までである。かつ、豆毛岳の記載様式は17世紀後半にはほぼ良身分戸主とかわらなくなり⁽¹⁷⁾、戸籍上の周縁性は消失している。

なお、戸主の妻の記載様式のうち祖先記載に関しては戸主と同じく良賤によって異なるのであるが、姓名表記は男性戸主とは異なる形をとる。史料aの妻は「良女召史」と姓を記さず「召史」称であったが、ほかに「金氏（姓+氏）」・「李召史（姓+召史）」・「良女今伊（無姓・名）」・「私婢銀徳（無姓・名）」といったタイプもある。これを整理したものが表2である。姓+氏記載は良身分に限られ、また婢（賤身分）に称姓者はいないが、召史称および名

表2 1609年蔚山府戸籍大帳の戸主妻呼称
 (青良里・温陽里計 人数)

	姓記載あり		姓記載なし			計
	氏	召史	召史	名	その他	
良	5	11	207	68	3	294
賤	0	0	4	92	0	96
計	5	11	211	160	3	390

の記載は良賤にわたっている。婢の大部分は名を記すが、良身分でも姓がなく名のみを載せる者が少なからずいる。

2) 17世紀後半以降の推移

それでは、17世紀後半以降、戸籍大帳における戸の記載様式はどのように推移したのだろうか。

まず、戸主の姓・祖先記載を良賤別にみてみよう。表3～表5は慶尚道丹城県戸籍大帳と蔚山府戸籍大帳から、17世紀後半、18世紀後半、19世紀前半の3時点を選んで、良賤別の戸主数、称姓率、祖先記載方式の推移をみたものである。

表3 丹城県都山面・蔚山府青良面戸主数（良賤別）

	式年	a 1678/1687		b 1789/1765		c 1831/1810	
		人数	百分率	人数	百分率	人数	百分率
丹城県 都山面	良	181	58.0%	461	91.1%	458	99.8%
	賤	131	42.0%	45	8.9%	1	0.2%
	計	312	100.0%	506	100.0%	459	100.0%
蔚山府 青良面	良	590	73.8%	945	98.1%	730	99.5%
	賤	210	26.3%	18	1.9%	4	0.5%
	計	800	100.0%	963	100.0%	734	100.0%

※蔚山府青良面は青松寺を除く。

a：丹城1678年、蔚山1687年 b：丹城1789年、蔚山1765年 c：丹城1831年、蔚山1810年

表4 丹城県都山面・蔚山府青良面戸主の称姓率（良賤別）

	式年	a 1678/1687		b 1789/1765		c 1831/1810	
		称姓	無姓	称姓	無姓	称姓	無姓
丹城県 都山面	良	98.9%	1.1%	99.1%	0.9%	100.0%	0.0%
	賤	5.3%	94.7%	53.3%	46.7%	100.0%	0.0%
蔚山府 青良面	良	93.9%	6.1%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	賤	12.9%	87.1%	77.8%	22.2%	100.0%	0.0%

※蔚山府青良面は青松寺を除く。

a：丹城1678年、蔚山1687年 b：丹城1789年、蔚山1765年 c：丹城1831年、蔚山1810年

表5 丹城県都山面・蔚山府青良面戸主の祖先記載（良賤別）

		a 1678/1687			b 1789/1765			c 1831/1810		
		四祖のみ	母を含む	その他	四祖のみ	母を含む	その他	四祖のみ	母を含む	その他
丹城県 都山面	良	90.1%	6.1%	3.9%	99.6%	0.0%	0.4%	99.8%	0.0%	0.2%
	賤	17.6%	78.6%	3.8%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
蔚山府 青良面	良	94.9%	3.4%	1.7%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	賤	17.6%	81.0%	1.4%	94.4%	0.0%	5.6%	100.0%	0.0%	0.0%

※蔚山府青良面は青松寺を除く。

a：丹城1678年、蔚山1687年 b：丹城1789年、蔚山1765年 c：丹城1831年、蔚山1810年

(補) 丹城県都山面：慶尚道丹城県戸籍大帳（丹城郷校および学習院大学図書館蔵）

蔚山府青良面：慶尚道蔚山府戸籍大帳（ソウル大学校奎閣韓国学研究院蔵）

賤身分（奴婢）戸主の数は17世紀後半には全体の26～42%とかなり多いが、18世紀後半になると急減し、19世紀には消滅に近い。また、1609年の蔚山府では奴婢戸主に称姓者は少なく、祖先記載も父母形式がほとんどであったが（表1）、17世紀後半まではその傾向を引き継いでいる。しかし、18世紀後半には奴婢戸主も多くが姓を称し、祖先は母を記さず四祖形式をとっており、19世紀にはさらにその傾向が強まっている。単に奴婢戸主の数が減っただけでなく、記載様式の面でも奴婢は良身分と違いがなくなっているのである。

こうした記載様式の良賤一元化傾向の中で、そこに吸収されない特徴をもつ集団もあらわれる。そうした集団が複数登場する例として、ここでは19世紀の慶尚道安義県戸籍大帳をとりあげてみよう⁽¹⁸⁾。

まず、注目されるのが寺庵と僧である。寺庵・僧が戸籍に登載されるようになったのは1675年（肅宗元年）以降のことで⁽¹⁹⁾、同時に戸籍上の戸は五戸単位に統に編成され、各統各戸には番号がふられるようになった。安義県戸籍大帳の構成をみると、一般の戸が面一村一統一戸の順に編成されているのにたいし、寺庵は大帳冊末に置かれ、寺庵一戸の編成方式をとっている⁽²⁰⁾。こうした戸籍編成上の例外は寺庵のみである。

一般戸と僧戸の戸主の例を1825年乙酉式の大帳からあげれば、つぎのとおりである。

f 第一戸砲保李良云、年六十八戊戌、本江陽、父光夏、祖元興、曾祖仁達、外祖高淡用、
本濟州 (1825年乙酉式第3冊、南里面上村第2統)

g 第五戸私奴梁契三、年四十八戊戌、本南原、父甘発、祖水長、曾祖万奉、外祖池聖学、
本江陽 (1825年乙酉式第3冊、東里面月火村第42統)

h 戸僧天暹、年六十二甲申、本密陽、父朴云白、祖億丹、外祖金同海、本金海、師僧行
正 (1825年乙酉式第2冊、長水寺属庵僧戸秩)

f は良身分戸主、g は賤身分（奴婢）戸主の例である。記載様式はまったく同じで、私奴も姓を称し、四祖を記している。これは上掲の例だけでなく、すべての良身分・賤身分戸主に共通する。h が僧の例で、一人の僧が一戸に編成されているが、戸番号はつけられていない。僧名（僧号）で載せられて姓がないのは僧として当然ではあるが、ほかの戸主が奴婢を含め全員称姓している中、孤立した例となっている。また、祖先情報に曾祖がなく、かわりに師僧名が記載されている。h は1825年の長水寺属庵の冒頭戸なのであるが、長水寺属庵の残る4戸もすべて同じ様式で記載され、また統編成はなされていない。同式年の安義県戸籍大帳には靈覚寺もみえるが（第5冊）、こちらもhと同じ様式で7戸7名の僧が収録されている。戸によって把握するという戸籍の原則は寺庵・僧にも適用されていたが、記載様式は僧とそのほかの戸とは異なっていたわけである。

安義県戸籍大帳にも戸口の集計欄に相当する記事があり、「都已上」と称されている。安義県戸籍大帳の都已上条は同一式年各分冊の末尾にあり、当該冊の戸数・口数のほか、職役別の口数も記載している。1825年安義県戸籍大帳のうち寺庵を収録している第2冊と第5冊の都已上条職役記事に載せられた職役名を記載順に並べると表6となる。

表6 1825年安義県戸籍大帳都已上条職役名

第2冊		第5冊	
1 老職嘉善	28 陸軍	1 老職嘉善	28 忠衛
2 折衝	29 水軍	2 折衝	29 修繕監官
3 通政	30 工曹匠保	3 通政	30 校生
4 納嘉善	31 楽工保	4 納嘉善	31 幼学
5 折衝	32 統親兵	5 折衝	32 業儒
6 通政	33 良余保	6 通政	33 私奴
7 貢生	34 束伍	7 進士	34 巫夫
8 郎庁	35 漆保	8 通徳郎	35 良人
9 駅吏	36 薬保	9 把摠	36 婦女
10 使令	37 束伍保	10 閑良	37 淑夫人
11 裨将	38 校保	11 哨官	38 良女
12 別武士	39 院保	12 御營軍	39 私婢
13 閑良	40 馬軍	13 砲保	40 巫女
14 修繕監官	41 網巾保	14 御保	41 柳器匠男
15 哨官	42 作領軍官	15 禁保	42 柳器匠女
16 旗牌官	43 刻手	16 良余保	43 靈覚寺僧戸
17 選武	44 木手	17 水軍	
18 幼学	45 冶匠	18 工曹匠保	
19 業儒	46 良人	19 束伍	
20 校生	47 私奴	20 束伍保	
21 院生	48 婦女	21 御營保	
22 御營軍	49 良女	22 楽工保	
23 御營軍保	50 私婢	23 親兵	
24 水鉄保	51 巫夫	24 統親兵	
25 砲保	52 巫女	25 炭軍	
26 御保	53 長水寺僧戸	26 馬軍	
27 禁保		27 歩兵	

※数字は配列順位

第2冊の場合、1～47が男性職役で、官階所持者にはじまり私奴まで諸職役が列挙されている。48～50が女性職役で50は私婢である。ここまでは男女別・良賤順に配置されているとあってよい。その後、51～52が巫夫・巫女、最後に長水寺僧戸が置かれている。巫夫女と僧は良賤的職役配置の例外となっている。第5冊の場合、巫夫・巫女の位置は第2冊とやや異なるが、最末尾はやはり僧戸で、その前に柳器匠男・柳器匠女が配置されている。こうした僧・巫夫女・柳器匠男女は安義県戸籍大帳都已上条において周縁的な扱いを受けているとみることができる⁽²¹⁾。

それでは、巫夫・巫女、柳器匠男・柳器匠女は戸籍の本文ではどのように記載されているのであろうか。

i 第二戸巫夫安德用、年三十一乙卯、本順興、父老即金、祖茂尚、曾祖興才、外祖権之平、本安東
(1825年乙酉式第2冊、大代面半落村第35統)

j 第六新戸巫女呉召史、年四十七庚申、本海州、父時東、祖仲得、曾祖世千、外祖尹君石、本坡州 (1846年丙午式第4冊、北上洞面農山村第89統)

k 第二戸柳器匠趙道也、年二十二甲子、本咸安、父興三、祖自籠、曾祖元金、外祖李正順、本慶州 (1825年安義県戸籍大帳第3冊、東里面柳器匠〔村〕第89統)

l 妻金助是、年十九丁卯、本金海、父道乙無致、祖完石、曾祖世汗、外祖朴命官、本密陽 (1825年安義県戸籍大帳第3冊、東里面柳器匠〔村〕第89統第2戸)

i、j が巫夫・巫女の例である。いずれも安義県戸籍大帳のほかの戸主と記載様式上の差異はない。巫女 j の場合、姓名表記は「呉召史」と姓+召史形式をとっている。k 柳器匠も、戸主としての記載様式はほかの戸主とかわらない。都已上条にあった「柳器匠女」は戸籍本文にはみえず、柳器匠戸主 k の妻を示したのが l である。これも基本の様式は一般の戸主妻と同じなのであるが、「金助是」というように姓には「助是」表記が付されている。

この妻の姓に付された呼称と夫である戸主の職役との関係を1825年の2つの面（南里面・東里面）についてみたのが表7である。1825年の安義県戸籍大帳の戸主妻はすべて称姓しており、姓に付された呼称には「氏」・「姓」・「召史」・「助是」の四種がある。1609年の蔚山で多かった名を記す例はまったくなくなっている。「氏」・「姓」・「召史」の夫の職役は一定の身分的傾向をみせつつ、いずれも複数の職役にわたっているが、「助是」の夫は柳器匠のみである。かつ柳器匠の妻は全員が「助是」表記である。安義県戸籍大帳で助是は柳器匠妻に特有の呼称なのである⁽²²⁾。一方、巫夫の妻（巫女）は「姓」と「召史」のどちらもあり、特異性はみえない。

安義県戸籍大帳以外の19世紀の戸籍大帳の中で、妻に「助是」表記がみられる職役に皮匠があり、たとえば慶尚道大丘府の19世紀の戸籍大帳に登場する皮匠の妻はみな姓+助是の表記をとっている⁽²³⁾。柳器匠は柳器製造を、皮匠は屠畜・製皮を主たる生業とした工匠であり、ともに白丁と称されることもあった⁽²⁴⁾。柳器匠・皮匠は17世紀後半の蔚山府、丹城県、慶尚道大丘府などの戸籍大帳にも登場するが、その時点では様式上の特異性はみられない⁽²⁵⁾。それ以降の時期に周縁的な特徴をもつようになったと考えられる。

以上のように、戸籍記載の大勢としては17世紀の良賤制にもとづいた記載様式が19世紀までには良賤間の差異が消失する方向に変化していた。その中で僧や柳器匠・皮匠は奴婢を賤とする良賤制とは異なる論理によって区別されるようになっていたようである。李俊九は柳器匠や皮匠を身良役賤層、すなわち身分的には良であるが賤役に従事する者と位置づけたが⁽²⁶⁾、この場合、身良役賤という良賤の中間的概念が有効であるとは思えない。良賤的な論理になじまないという意味で、僧と柳器匠・皮匠は戸籍においていわば周縁的な位置に置かれた集団であったと考えることができる。

表7 1825年安義県戸籍大帳の戸主職役と妻の呼称（南里面・東里面計、人数）

戸主職役	妻の呼称				計
	氏	姓	召史	助是	
幼学	145				145
帯品職	2				2
族親衛	3				3
前朝官	1				1
忠義衛	6	15			21
業儒	4	9			13
閑良	2	32	1		35
校生	1	4			5
御保		61			61
網巾保		6			6
業武		4			4
御営軍		3			3
院生		2			2
使令		2			2
木手		2			2
選武		1			1
選武盲人		1			1
貢生		1			1
水操軍		1			1
馬軍		1			1
楽工保		1			1
使令保		1			1
修繕保		1			1
薬保		1			1
良余保		1			1
副郷所		1			1
無記載		1			1
水軍		53	1		54
軍官		49	1		50
老無役		41	5		46
砲保		32	1		33
保人		26	5		31
東伍		11	14		25
駅吏		7	1		8
進保		7	1		8
店人		7	2		9
良人		4	5		9
水鉄保		2	1		3
禁保		1	1		2
冶匠		1	1		2
巫夫		1	3		4
私奴			7		7
郷疔保			1		1
柳器匠				15	15
計	164	394	51	15	624

*空欄は0であることを示す。

3 裁判史料からみた周縁的集団

それでは、僧や柳器匠・皮匠といった集団がほかの史料においてどう扱われているのか、裁判関連の史料—訴訟・請願・刑獄史料をとりあげて形式面の特徴を探ってみることにしよう。

朝鮮社会では身分にかかわらず訴訟・請願を提起することができた。一般的な訴訟・請願であれば原則として居住する邑の地方官に文書を提出するが、邑の判断に不満がある場合など、その上位にあたる道の観察使に訴えでることも多かった。邑や道の地方官衙ではこうした訴訟・請願の記録を作成しており、19世紀後半のものが若干現存している。詞訟録・民状置簿などと称される訴訟・請願の記録の中から、ここでは忠清監營（忠清道観察使營）の『詞訟録』を対象に、提訴・請願者の姓名表記形式に注目したい⁽²⁷⁾。

忠清監營『詞訟録』収録の記事は一件ごとに提訴・請願内容を要約し、それにたいする官の判断である題辞（題音、題）を収録している。以下のような形である。

m一、鎮岑安性鎬呈、以生之位土七斗落典券於本邑韓用学処矣以永買様偽券勒執事
 題 以権買称永買、不為還退……（丙戌九月初一日）

冒頭の「鎮岑」は県名で、その後に提訴者の姓名「安性鎬」が記されている。

つぎの史料 n 「清州金參判宅奴月仁」は士族・兩班が自家の奴名で呈している例、o は姓に召史をつけた女性、p は「魯城地民人等」とあって個人名の記載がないパターンである⁽²⁸⁾。

n一、清州金參判宅奴月仁呈、以木川德堡崔玉童処庄土四千兩買得……
 （丙戌九月初一日）

o一、府内金召史呈、以矣子熙錫赴配後、矣女感念成疾、今至危境……
 （戊子八月初三日）

p一、魯城地民人等呈、以石橋々材年々斫取於鷄龍山矣、今年則嚴禁……
 （戊子八月初三日）

そこで、忠清監營詞訟録から丙戌（1886年）9月と戊子（1888年）8月の記事を選んで提訴者（元告）・請願者名の形式を整理すると表8となる。多くは姓＋名形式をとるが、奴の

表8 忠清監營詞訟録登載の元告・請願者名の形式

元告・請願者名形式		1886年 丙戌9月	1888年 戊子8月
称 姓	姓名	244	217
	姓＋召史／寡女	18	15
無 姓	某宅奴＋名	37	19
	奴＋名	4	3
	皮漢＋名	2	0
	僧＋名	0	1
	その他	4	2
民人・組織等		62	67
計		371	324

場合、ほとんど名のみを記して姓を載せていない（表の「某宅奴+名」、「奴+名」）⁽²⁹⁾。ここでは19世紀末であっても良賤制的差異が生きているのであるが、姓を記さない中には僧と皮漢も含まれる。

q 一、新元寺僧道弘呈、以矣寺即祭壇奉安之所、而魯城居民等謂以已例累欲斫松、特為禁飭事……（戊子八月十三日）

r 一、皮漢卜金呈、以矣身皮匠举行、而公用浩大、將至難保、処分事……（丙戌九月二十八日）

qの「新元寺僧道弘」の場合、僧であるから姓を記載していないわけであるが、rの「皮漢卜金」は奴婢・僧ではないものの姓はない。皮漢卜金の記事の内容は、負担している皮匠としての役を何らか免除・軽減してほしいという請願である。さきにふれた19世紀の大丘府戸籍大帳に登場する皮匠戸主は、本人も妻もみな称姓していたのであるが、『詞訟録』では姓が載せられていない。姓記載の有無という点では、奴婢にくわえ僧・皮漢（皮匠）がほかの民と異なっていることになる。

刑獄案ではどうであろうか。1877年（高宗14）に忠清道公州牧でおこった白丁致死事件を記録した『公州牧獄事査案』という史料がある⁽³⁰⁾。場市の酒店で物貨商金坤五の烟竹（キセル）が偶然白丁順已の鼻を突き、順已が三日後に死亡したという事件の記録である。この史料には被害者の「白丁順已」、その甥の「白丁万斤」など、白丁と記された人物が登場するが、白丁はみな名のみで姓は載せられていない。また、被害者の「白丁順已」は、宿泊した宿の主人「良人金応西」の証言の中で「屠漢順已」とも「皮漢順已」ともよばれており、市での屠牛・屠販を生業としていた。19世紀後半、白丁・屠漢・皮漢は相通じ、史料rにあったように皮匠とも重なりうる呼称だったようであるが、いずれの場合も姓は記載されていない。この事件より前、1872年（高宗9）に慶尚道永川郡では匠役（皮匠役）負担をめぐる争いから白丁の致死事件がおきているが⁽³¹⁾、その被害者は「白丁末宗」、正犯（主犯）は「白丁正大」と記され、やはり姓は載せられていない。19世紀の大丘府戸籍大帳に登場する皮匠や安義県戸籍大帳に記載された柳器匠は全員姓を記載しており、上記裁判関連史料に登場する白丁・皮漢・屠漢が姓をもっていた可能性は十分にある。この時期の裁判関連史料においては白丁（屠漢・皮漢）の姓は記載しないという慣行が存在していたのであろう。

このように姓記載に注目するとき、称姓する良身分と名みの奴婢という差異が基本となるが、それにくわえ奴婢ではない無姓者として僧と白丁（屠漢・皮漢・皮匠）が独自の位置を占めているとみなせよう。

4 おわりに

以上、戸籍および裁判史料においてどのような集団が周縁的な位置に置かれていたのか、記載様式から若干の検討をおこなってみた。とりあげた事例は時期的・地域的に限定されて

おり、分析に用いた指標もわずかなものとどまる。とはいえ、19世紀の戸籍において記載様式の原則から外れた集団—僧と柳器匠・皮匠（白丁）—が存在し、かれらはまた裁判関連史料においても一般の良民とは異なる表記上の特徴をもつことがあった点は認めてよいであろう。奴婢を賤とする良賤制原理とその変化を軸に朝鮮社会の身分編成を考えると、かれらは周縁的な位置にあったとみなすことができる。19世紀末の戸籍制度改革以後、一般の戸籍とは別に僧籍と屠漢籍がつくられはじめることも、こうした僧および柳器匠・皮匠（白丁）の位置と関連するものと思われる。

もちろん、そうであるからといって僧と白丁が同じ社会的位置にあったというわけではない。少なくとも19世紀の朝鮮社会において僧が全体的に賤視されていたとは考えにくく⁽³²⁾、同時期、白丁が賤視されていたことを示す史料は珍しくない⁽³³⁾。当然ながら、それぞれの集団の社会的性格は別途考察する必要がある、それはまた、朝鮮社会における「賤」の概念の再考にもつながることになる。

注

- (1) こうした身分制理解を批判的に検討した研究に吉田光男「朝鮮の身分と社会集団」（『岩波講座世界歴史』13、岩波書店、1998年）があり、朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』（名古屋大学出版会、2011年、165～167ページ）では、簡略に身分制研究の動向がまとめられている。
- (2) 四方博「李朝人口に関する身分階級的の観察」『朝鮮社会経済史研究 中』国書刊行会、1976年、112ページ（原載『朝鮮経済の研究第三』京城帝国大学法学会論集第10冊、1938年）。
- (3) 今村軻「朝鮮の社会階級」『朝鮮風俗集』（斯道館、1915年）18～19ページ。
- (4) 吉田光男前掲「朝鮮の身分と社会集団」216～219ページ。
- (5) 19世紀初頭前後の状況を背景とした『牧民心書』に「八般雜流人」として舍堂・娼妓老妓退者・酒婆・花郎（巫夫）・楽工・樺子・馬甲・屠肆殺牛殺猪があげられ（戸典税法下）、『金若濟日記』の1894年の記事には「七班賤人」という表記がみえる（甲午7月25日）。また、朝鮮駐劄憲兵隊司令部編『朝鮮社会考』（文星社、1912年）は「七般公賤」として妓生・内人・吏族（衙前）・馭卒・牢令・官婢・有罪逃亡者を、「八般私賤」として僧侶・令人（楽手）・才人・巫女・捨堂・拳史・白丁・鞋匠を列举している。この時期の朝鮮社会では、さまざまな「賤人」・「雜流人」とみなされた諸集団に対し「七般（七班）」・「八般」を冠してよぶことがあったようである。
- (6) もちろん、個別には白丁に関する李俊九の一連の研究（「朝鮮後期 白丁의 存在様相—大邱府 西上面 路下里 白丁部落을 중심으로—」『大丘史学』53、1997年ほか）など、重要な成果がみられる。
- (7) 既往の戸籍を用いた身分史研究には、両班・常民・賤民などあらかじめ設定した枠組みに戸籍登載者をあてはめていく傾向が強かった（前掲『朝鮮史研究入門』165～167ページ）。その中で、周縁的集団に焦点をあてているわけではないものの、戸籍記載の特徴に注意を払って分析している林学成「現存 16・17世紀戸籍大帳의 特徴들과 新発見 1666年度『濟州牧丙午式戸籍大帳』断片」（『古文書研究』26、2005年）、山内弘一「学習院大学図書館所蔵昌寧県戸籍大帳について」（武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道における社会動態の研究—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（4）—』学習院大学東洋文化研究所、調査研究報告51、2002年）などは注目される。
- (8) いずれもソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵（奎14820、奎14986、奎14640）。
- (9) この1609年の蔚山府戸籍大帳の特徴については、韓栄国「朝鮮中葉의 奴婢結婚様態」（上）・（下）（『歴

史学報』75・76、77、1977～1978年)、林学成前掲「現存 16・17世紀戸籍大帳의 特徴들과 新発見 1666年度『濟州牧丙午式戸籍大帳』断片」、山内民博「一七世紀初慶尚道蔚山府戸籍大帳と降倭」(『日韓相互認識』2、2009年)などがあつまっている。

- (10) 1675年(肅宗元年)、五家統法施行以降の戸籍大帳では、統は5戸単位となり、統番号・統首名・戸番号がつけられるようになる。
- (11) 職役とは戸籍において個人名の前に置かれた、官職・品階や国家・地方官衙から賦課された役、および「私奴」など職・役に相応する身分的表示のことである。
- (12) 韓栄国『『豆毛岳』考』韓治勳博士停年紀念史学論叢』知識産業社、1981年、816～817ページ。
- (13) 山内民博前掲「一七世紀初慶尚道蔚山府戸籍大帳と降倭」。
- (14) 1606年の山陰県丙午式戸籍大帳では大帳末尾の「都已上」条において「良丁」・「公賤」・「私賤」という表記で人口を区分している。
- (15) 「流民」は壬辰丁酉乱により本来の居住地を離れて蔚山に流入した民、「召募」は蔚山に置かれた召募陣所屬者とみられる。召募陣とは南方防衛策の一つとして遠近の人を召募して軍兵とした制度である(山内民博前掲「一七世紀初慶尚道蔚山府戸籍大帳と降倭」18ページ)。
- (16) 17世紀の戸籍大帳にみえる向化については、林学成「17世紀前半 戸籍資料를 통해 본 帰化野人の 朝鮮에서의 生活様相—蔚山戸籍(1609)과 海南戸籍(1639)의 事例分析—」(『古文書研究』33、2008年)がくわしい。
- (17) 韓栄国前掲『『豆毛岳』考』817-819ページ。
- (18) 安義県戸籍大帳は1825年から1882年にかけての14冊が学習院大学図書館に所蔵されている。
- (19) 張慶俊「朝鮮後期 戸籍大帳의 僧侶 登載背景과 그 様相」『大東文化研究』54、2006年。
- (20) 安義県戸籍大帳の僧については、山内民博「朝鮮戸籍大帳の寺・僧把握—慶尚道安義県戸籍大帳の分析から—」(『環日本海研究年報』13、2006年)でとりあげたことがある。
- (21) 安義県戸籍大帳の巫女・柳器匠については、山内民博「19世紀朝鮮の巫夫と巫女—慶尚道安義県戸籍大帳の分析から—」(『資料学研究』2、2005年)、山内民博「19世紀慶尚道安義県戸籍大帳에 기재된 柳器匠에 대하여」(『大東文化研究』42、2003年)で検討している。
- (22) 柳器匠妻と助是称が結びついているのは、1825年以外の安義県戸籍大帳でも同様である。
- (23) 李俊九前掲「朝鮮後期 白丁의 存在様相」。くわえて皮匠の都已上条での位置も安義県戸籍大帳の柳器匠と類似している。19世紀の大丘府戸籍大帳の都已上条職役記事では、男性職役の末尾、奴の後に皮匠が配置されている。なお、「助是」表記は大丘では17世紀後半からみえるが、18世紀までは特定の職役集団に限定されず、「召史」との違いはない。
- (24) たとえば1799年(正祖23)に黄海道文化県で金喆金という人物が暴行をうけて死亡する事件がおきているが、その報告記録のなかで金喆金は「柳匠漢」(=柳器匠)と称され、またみずからを「白丁」とよんでいる(『日省録』正祖23年5月12日己巳、黄海監司曹允大状啓)。皮匠が白丁(皮漢・屠漢)に通じることは3節で後論する。
- (25) 17世紀の蔚山府戸籍大帳に記載された柳器匠・皮匠の例をあげておこう。柳器匠人金武仁の妻は召史称、皮匠人李戒元の妻は名を記している。
戸柳器匠人金武仁、年三十五戊寅、本星州……妻良女召史、年二十八乙酉、本密陽……(1672年凡西面尺果里)
第一戸良府皮匠人李戒元、年五十三壬申、本蔚山……妻良女次玉、年四十九丙子、本慶州……(1684年府内面第11東門内里第17統)
- (26) 李俊九「朝鮮中期 編戸白丁의 存在과 그 性格」『韓国中世史論叢—李樹健教授停年紀念』論叢刊行委

員会、2000年、439ページ。

- (27) 忠清道の『詞訟録』（忠清監營『詞訟録』）は1886年（高宗23）～1891年（高宗31）にかけての46冊が東京大学総合図書館およびソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵されている。
- (28) 『詞訟録』の記事は訴訟・請願の内容を要約したものであり、p「魯城地民人等某」の場合も元来の文書（所志など）には個人名の記載があったとみられる。ここでは訴訟・請願者が自身をどう表記しているかではなく、地方官衙が訴訟・請願記録をまとめる際に姓名をどのようにあつかっているのかという点に注目する。
- (29) 表では「姓名」に含めたが、奴で姓名を記載している例が、戊子8月・丙戌9月それぞれ1例ずつある。
- (30) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵。
- (31) 『慶尚監營啓録』第七冊（戊辰）、「永川囚白丁正大手打白丁末宗第三日致死、壬申二月初八日囚、刑四十九次」、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵。
- (32) 손성필（ソン・ソンピル）「朝鮮時代僧侶賤人身分説의 再検討—高橋亨의 主張에 대한 批判을 중심으로」『普照思想』40、2013年。
- (33) 『公州牧獄事査案』の中でも、この事件の初検を担当した定山県監は「皮漢順已は本より屠肆鼓刀の賤類」と述べている（『公州牧獄事査案』初検跋辞）。

本研究はJSPS科研費25370827、2624403、16K13278の助成を受けたものである。